

あわらし市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度定期監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和8年6月1日

あわらし市監査委員 杉本 一
あわらし市監査委員 北島 登

記

- 1 監査対象 市民生活部 市民課、教員委員会 スポーツ課
- 2 措置内容 別紙のとおり

<<指摘事項>> (1) 助成金交付申請の失念について	
監査の結果	措置の内容
<p> スポーツ振興くじ助成金（地方公共団体スポーツ活動助成）については、例年、交付申請手続きを行って助成を受け、あわら市トリムマラソン及びあわらカップカヌーポロ大会の事業費に充てている。しかし、令和7年度の当該助成金については、所管課が申請漏れに気付いた時点で申請期限は既に過ぎており、本来得られるはずだった助成金（見込2,259,000円）は確保出来ず一般財源での対応となった。 </p> <p> 助成金や補助金等の交付申請の失念（申請漏れ）は、財源確保の機会喪失であり、財政的な損失である。 </p> <p> 今回の不適切な事務処理について、助成金の申請漏れに至った経緯を取りまとめ、課題及び問題点を洗い出して十分に検証し、複数でのチェック体制の構築等の再発防止を速やかに講じるとともに、同様のことが二度と発生しないよう全ての部署において情報の共有を図っていただきたい。 </p>	<p> ●教育委員会 スポーツ課 </p> <p> 11月27日付の電子メールで助成金申請に関する照会があったが、担当者が見落とししていたことと、課長及びグループリーダーにおいても交付申請の時期に関する認識が十分でなく、事務の進捗管理が不足していた。 </p> <p> 今後は、事業毎に整理した年間スケジュール表を作成し進捗管理を行うとともに、スポーツ課宛の電子メールについては、担当者と対応状況及び処理期限等を一覧にした確認表を作成し、課長及びグループリーダーが定期的に表をチェックすることで、重要な電子メールの見落としを防ぐように努める。 </p>

≪指摘事項≫ (2) 市主催のイベント開催におけるリスク管理について	
監査の結果	措置の内容
<p>令和7年度あわら市トリムマラソンは、賠償責任保険等に未加入の状態で開催されていた。この原因は、賠償責任保険への加入手続きを失念していたことにある。</p> <p>マラソン大会は、参加者の怪我、観客との接触事故等や大会運営に係る従事者の怪我や事故といった様々なリスクを伴うイベントである。事故が発生した場合、損害賠償金の全額をあわら市が支払う必要が生じ多額の財政負担が生じかねない。今回の不適切な事務処理に至った経緯をまとめ、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>●教育委員会 スポーツ課</p> <p>あわら市トリムマラソンにおける、事故や物損等における損害賠償については、全国市長会市民総合賠償保障保険により対応している。</p> <p>今回、主催者の過失の有無によらない参加者及び従事者の熱中症などのリスクに対応する傷害保険への加入手続きがなされていなかった。</p> <p>担当者が事務処理を失念していたことに加え、課長及びグループリーダーによる予算執行状況の確認不足により発生した。</p> <p>(1)と同様に、年間スケジュールの表による進捗管理と課長及びグループリーダーが、適宜、予算執行状況の確認を行う。</p>

<<指摘事項>> (3) 現金等の取扱いについて	
監査の結果	措置の内容
<p>郵送による各種証明書の交付請求にかかる手数料(定額小為替)が、2か月以上にわたって換金処理されていない状況であった。</p> <p>これは公金管理の適正を欠く不適切な事務処理といえる。</p> <p>使用料や手数料を現金等で取扱う場合の、部署内でのルールを確認・周知徹底し、適正な現金管理と速やかな入金処理を行っていただきたい。</p>	<p>● 市民生活部 市民課</p> <p>郵便による各種証明書交付請求の事務処理方法を以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調定起票は月3回、10日ごとに行う。 2 定額小為替の換金処理は月3回、10日ごとに行い、換金日は調定起票日から概ね1か月以内とする。 <p>上記のとおり事務処理ルール(別紙資料)を設定し、担当職員に周知徹底を図った。</p>